



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	北海道における単身世帯での独立就農希望者の受入れ拡大に関する考察 : A公社を事例として
Author(s)	糸山, 健介
Citation	フロンティア農業経済研究, 26(1-2), 63-70
Issue Date	2025-12-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/99050
Type	journal article
File Information	26(1-2)_06_Itoyama.pdf



〔報告論文〕

北海道における単身世帯での独立就農希望者の 受入れ拡大に関する考察 — A 公社を事例として —

酪農学園大学 糸山 健介

Consideration on Expanding the Acceptance of Single Households Wishing to Start Independent Farming in Hokkaido — A Case Study of Public Corporation A —

Kensuke ITOYAMA

Rakuno Gakuen University

Summary

Japan's farmers are in a critical situation as the number of farmers has declined by half over the past 20 years. Therefore, increasing the number of new entrants is necessary; however, applicants from single households have been ordinarily rejected in Hokkaido. This study considers the conditions for expanding the acceptance of single households wishing to become independent farmers in Hokkaido. Analyzing public corporation A as a case study, reviewing the acceptance requirement and training system can be considered a condition for expanding acceptance. Furthermore, accepting applicants would be easier if investment in farming could be controlled.

I はじめに

我が国の農家戸数は、この20年間で半数強が減少する事態となっている。著しい農家戸数の減少は、農地保全のみならず農村集落の維持においても影響を及ぼすため、担い手確保が急務の課題となっている。

その担い手の一つとして新規参入者が想定されるが、なかでも50歳未満の独立就農者を増加させることが鍵と考えられる。研修から就農直後の5年間を手厚く助成する農業次世代人材投資資金

や、新規就農に係る投資を無担保無利子で融資する青年等就農資金の利用可能年齢が50歳未満で、この年齢層が牽引役となるべきところ、近年は2,500人前後/年で推移しており、伸び悩む状況にあるためである。

伸び悩む要因は様々であるが、北海道では農地取得の要件も関係していると考えられる。農地法第3条の許可を受けて農地の利用権を取得するには、取得後に2ha以上の耕作面積で、その農地をすべて耕作することが必要とされている^{注1)}。そのなかで、十分な機械装備もなく、営農技術も

未熟な新規参入者には夫婦世帯での就農が適切と考えられ、研修受入れの時点から単身世帯などを除外する市町村が存在するためである。

しかし、農業次世代人材投資資金（経営開始型）では共同経営による独立就農も交付対象に含められるようになっており、単身世帯であることが独立就農の足枷にはなくなりつつある。そのため、単身世帯での独立就農希望者（以下、単身就農希望者と略）をどのように受け入れ、担い手として定着させていくかという受入れ拡大を検討する時期にあると考えられるが、既存研究は単身就農を果たした事例から分析したものが多く、受入れから就農までを通して分析・考察されたものはなかった^{注2)}。

そこで本論文は、まず受入れ主体である道内市町村の動向を分析し、現段階の受入れ状況を明らかにする。そして A 公社を事例として、新規参入希望者の受入れから就農後の営農状況まで分析を行い、単身就農希望者の特質について検討し、その上で単身就農希望者の受入れ拡大のための条件を考察することを課題とする。

注1) 農業経営基盤強化促進法の改正により、2023

年4月1日から地域の実情に合わない場合には農業委員会で別段の下限面積を定めることができるようになり、参入障壁が緩和されている。

注2) 本江ほか [1] および田口 [4] では、就農者に合わせた小規模な就農形態が単身就農を実現させたとしており、小規模経営を認める市町村の対応が必要と考えられる。また、佐藤 [3] は単身世帯でも就農できる研修体制の構築の必要性を指摘し、尾崎 [2] は労働力不足を補うための単身就農者同士の作業共同化の有効性を指摘している。いずれも参考に値する言及であるが、単身就農希望者の受入れの観点からは限定的な考察と言わざるをえない。

Ⅱ 道内市町村の新規参入希望者の受入れ状況

1. 受入れにおける単身世帯の位置付け

新規参入希望者の受入れに関する公式統計は存在せず、北海道に限っていえば北海道農業担い手育成センターの『北海道 DE 農業体験』各年版に各市町村の受入れ情報が記載されている。そこから受入れ要件として挙げられている単身者、年齢、自己資金に注目し、制限を設けている市町村を地域ごとにまとめたものが表1である。

北海道全体でみると、2022年度においては単

表1 道内市町村における新規参入希望者の受入れ制限（2022年度）

	市町村数			割合		
	世帯制限	年齢制限	資金制限	世帯制限	年齢制限	資金制限
渡島・檜山	0	4	1	0%	100%	25%
胆振・日高	8	11	8	73%	100%	73%
石狩・後志	0	5	2	0%	71%	29%
空知	3	13	8	21%	93%	57%
上川	1	7	4	13%	88%	50%
留萌・宗谷	5	9	1	45%	82%	9%
オホーツク	6	8	4	60%	80%	40%
十勝	2	4	2	33%	67%	33%
釧路・根室	2	11	1	18%	100%	9%
計	27	72	31	33%	88%	38%
（参考）2021年度				42%	83%	32%

資料：北海道農業担い手センター『北海道 DE 農業体験』2022年版、2021年版より作成。

注1) 回答総数は82市町村であった。

注2) 年齢制限、資金制限には要相談の市町村も含む。

身世帯の受入れを拒否する世帯制限を設けているのは27市町村で、年齢制限を設けている市町村は72、自己資金の保有制限を設けているのは31市町村と、年齢制限を設けている市町村が圧倒的に多かった。割合でいえば、年齢制限が全回答市町村のうち88%で、資金制限が38%、世帯制限が33%であった。なお、2021年度と比較すると、年齢制限と資金制限は5～6ポイント増加しているのに対して、世帯制限は9ポイント減少しており、単身世帯の受入れは拡大する状況にあるといえることができる。

しかし、胆振・日高管内の市町村は2022年度でも73%が世帯制限を設けており、オホーツク管内では60%と、依然として高水準の地域も存在することは注意を要する。また資金制限でも、胆振・日高の73%を筆頭に、空知が57%、上川が50%と高水準である。総じて言えば、胆振・日高の市町村が最も制限的な受入れを行っているといえる。

市町村単位の制限状況を表2からみると、15の市町村において世帯、年齢、資金の全項目が制限されていた。いずれか2項目を制限している市町村は25で、1項目のみ制限している市町村は

表2 受入れ制限と地域おこし協力隊制度の活用状況 (2022年度)

		市町村 総数 (A)	協力隊制度 活用市町村 (B)	割合 (B/A)
3項目 の制限	年齢+資金+世帯	15	8	53%
	小計	25	9	36%
2項目 の制限	うち年齢+世帯	10	3	30%
	年齢+資金	15	6	40%
1項目 の制限	小計	35	11	31%
	うち世帯	2	1	50%
	年齢	32	9	28%
	資金	1	1	100%
制限なし		7	2	29%
計		82	30	37%

資料：北海道農業担い手センター『北海道 DE 農業体験』2022年版より作成。

35、全く制限していない市町村は7と、1項目のみ制限している市町村が多かった。

1項目の制限のなかでは年齢のみ制限する市町村が群を抜いて多く、今日の受入れの基本形態となっている。次いで多い形態は、年齢と資金を制限する形態と、年齢、資金、世帯の全てを制限する形態で、同数の15市町村で見受けられた。これらに共通する点は、年齢と資金を制限していることであり、年齢制限をベースとして資金制限を追加しているとも考えられる。世帯制限は、年齢と世帯を制限している市町村が10存在することを踏まれば、やや少ないながらも資金制限と並列していると考えられ、道内市町村の受入れ形態は年齢制限を基本として資金制限を追加する傾向があるが、世帯制限を重視する市町村も一定数存在するといえることができる。

2. 受入れ制度の多様化と受入れ制限の関係

現在の新規参入希望者の受入れは、農業次世代人材投資資金（準備型）だけでなく、地域おこし協力隊制度を活用する場合も存在する。地域おこし協力隊制度は、希望者の居住地制限があるものの、制度の仕組みによって世帯制限、年齢制限、資金制限を緩和する効果を有している^{注3)}。

そこで同じく表2より地域おこし協力隊制度の活用状況をみると、30市町村で活用されており、全体の約4割を占めていた。受入れ制限との関係をみると、年齢のみ制限する市町村での活用が9市町村でもっとも多く、次いで3項目制限の市町村での活用、年齢と資金を制限する市町村での活用の順となっていた。しかし、割合では3項目制限する市町村での活用割合の53%がもっとも高く、次いで年齢と資金を制限する市町村での40%と、受入れ制限が多い市町村ほど地域おこし協力隊制度を活用する傾向が見受けられた^{注4)}。

これは地域おこし協力隊制度が受入れ制限を緩和させるためではなく、受入れ後の研修や就農の

負担を緩和させるために活用されていることを示している。受入れ制限が少ない市町村への対抗策とも考えられるが、年齢のみ制限している市町村でも3割弱が地域おこし協力隊制度を活用しており、完全な対抗策にはなり得ていない。こうしたなかでは受入れ制限が厳しい市町村は制限を緩和する必要に迫られると考えられ、道内全体の受入れ制限は今後一層、緩和される可能性がある。

注3) 地域おこし協力隊制度の内容は市町村が決定できるため、農業次世代人材投資資金（準備型）で対象外となる年齢も受け入れることができる。また報償費を支払う形式のため、研修を断念しても返還の必要がなく、単身世帯の受入れも容易となる。さらに、活動費や起業支援補助金を就農の準備に振り向けられるため、自己資金の保有設定を低くすることも可能である。

注4) 世帯または資金のみ制限している市町村での活用割合は、母数が小さすぎるため、分析の対象外とした。

Ⅲ A 公社の受入れ体制と就農希望者の動向

1. A 公社の受入れ体制

単身就農希望者の受入れも、今後拡大すると考えられるが、安易な受入れは研修中止や離農を引き起こす可能性が高く、先行事例での受入れ体制などを参考にして、安定した研修・就農体制を構築する必要があると考えられる。

そこで先行事例としてA公社を取り上げる。A公社は、札幌市近郊の4市および4市を管内とするJAが出資して、2005年に設立された公益財団法人である。新規参入希望者の受入れは2008年から開始しており、受入れ開始当初から独自予算で給付事業を実施して注目されてきた公社である。しかも単身世帯の受入れを可としてきたことから、積極的に単身就農希望者を受け入れていると考えられ、最適な事例といえることができる。

A公社では、1年に公社研修生を3名、先進的

経営体研修生を若干名受け入れる形態がとられている。公社研修生は研修1年目において公社が管理する圃場での様々な作物の作業研修を行い、さらに詳しく学びたい作物の選定を行う。また、就農を希望する市についても決定し、その旨を公社に伝え、関係機関で構成される各市の担い手支援センターと協議して2年目以降の研修先が決定される。そこで2年間研修することになるが、独立就農希望でも修得度合いによっては雇用就農に切り替えられる場合があり、真摯に研修に取り組むことが求められている。

先進的経営体研修生は、1年以上の農業経験がある者に限定して、公社研修生の研修1年目を省略した研修内容となっている。省略されていれば、受入れ時に希望作物・就農希望市を聴取して研修先を決定する流れになるように思われるが、実際にはアルバイト等で既に受け入れた就農希望者を農家が申請者へと誘導する場合が多く、申請の時点でほぼ決まっている状態にある。また、先進的経営体研修生の研修手当は独自の給付事業の対象外で研修先の農家が全額支給することから、受入れ人数に制限がなく若干名とされている。

受入れ要件は共通して、①研修開始年齢が概ね35歳以下、②管内に就農し居住できること、③心身ともに健康で就農意欲が高いことの3点である。これらの要件に合致して、研修を希望する者は申請前に必ず公社担当者との面談が義務付けられており、可能であれば公社圃場での農業体験の実施も推奨されている。面談・体験後も研修を希望する場合は、11月末までに申込書、履歴書のほかに、家族等の理解や協力有無、資金保有額などを記入する申込調書、就農動機と目標を問う作文を提出し、12月中旬には面接審査を受けて可否が決定される。公社研修生は応募多数の場合は選抜する必要がある、その際には申込調書を活用して夫婦世帯や自己資金を多く保有する応募者が優先されている。

2. 結婚有無と研修・就農の関係

表3は、受入れを開始した2008年から2022年までの15年間の研修生の研修状況と就農形態を研修開始時の結婚有無別に示したものである。

まず受入れ人数からみると、既婚者が26名で、未婚者が40名と、未婚者の受入れが多かった。研修生タイプでは、既婚者、未婚者いずれも公社研修生が5割強で、先進的経営体研修生が5割弱と拮抗していた。なお、公社研修生に注目すると合計36名になるが、これまで定員通りに受け入れられていれば45名（15年×3名/年）となることから、未婚者が応募多数で拒否されたことはほほえないものと考えられる。

次に研修状況をみると、研修中断の割合で明らかなる差がみられ、未婚者のほうが既婚者より15ポイント高くなっている。表出していないが、未婚の中断者は先進的経営体研修生が大半を占めており、指導体制に不満を抱いて中断したとも考えられるが、いずれにせよ中断率が高いことは注意を要する^{注5)}。その対策として、現在では研修先農家の見直しや受入れ審査の厳格化が行われている状況にある。

就農形態で注目されるのは雇用就農の多さであり、既婚者でも3割強、未婚者の場合は4割の水準である。独立就農が可能かどうか厳格に審査されていることが窺えるとともに、研修に臨む姿勢は結婚の有無によって差異がないことも見てとることができる。また、2022年時点での結婚有

無で区分した就農形態をみると就農直後よりも既婚者が多く増加しており、結婚の有無で受入れ制限を設けることは受入れ機会を逸する行為とも言うことができる。

注5) 研修先農家でアルバイト等をして申請すると、先進的経営体研修生になることができるが、それが代えてアルバイトと研修生の境界線を不明瞭にし、研修中断を引き起こしたと考えられる。しかし、既婚の先進的経営体研修生での中断率は18%（＝2名/11名）であるが、未婚の中断率は47%（＝9名/19名）と明らかな差があり、未婚者は研修を中断しやすい傾向にあると言わざるを得ない。

IV 単身就農希望者の定着可能性

単身就農希望者は、研修を中断しやすい者がいる一方で、真剣に取り組む者もあり、就農後には夫婦世帯に転じたりと、多様性に富む希望者といえることができる。受入れ市町村には既にそうしたイメージがあり、それを理由に制限していたとも考えられるが、もっとも重要なことは担い手として定着する存在とみなせるかどうかである。

そこで6戸の単身就農希望者に聞き取り方式で経営調査を行った。6戸という規模は、A公社の研修を経て独立就農を果たした単身就農希望者15戸の4割に相当し、また表4から分かるように就農年数が1年目から9年目までと幅のある構成となっている。

表3 結婚の有無別研修状況と就農形態

研修開始時 結婚の有無	研修生タイプ		研修状況			就農形態（就農時）		就農形態（2022年）	
	公社 研修生	先進的 経営体 研修生	修了	中断	研修中	独立就農	雇用就農	独立就農	雇用就農
既婚 26名	15名 (58%)	11名 (42%)	18名 (69%)	4名 (15%)	4名 (15%)	12名 (67%)	6名 (33%)	22名 (71%)	9名 (29%)
未婚 40名	21名 (53%)	19名 (47%)	25名 (63%)	12名 (30%)	3名 (8%)	15名 (60%)	10名 (40%)	7名 (58%)	5名 (41%)

資料：聞き取り調査（2022年12月実施）時提供資料より作成。

表4 調査農家の属性と研修状況

	出身地	年齢	就農年数	結婚有無		研修内容		研修申請時 自己資金額
				研修時	就農後	研修タイプ	年数	
No.1	岩手県	31歳	1年目	無	有	公社研修生	3年	70万円
No.2	北海道	32歳	2年目	無	無	公社研修生	3年	500万円
No.3	京都府	30歳	3年目	無	有	公社研修生	3年	50万円
No.4	宮城県	41歳	6年目	無	無	先進的経営体研修	3年	300万円
No.5	宮城県	41歳	8年目	無	無	公社研修生	3年	400万円
No.6	北海道	32歳	9年目	無	無	公社研修生	3年	0円

資料：聞き取り調査（2022年12月実施）より作成。

表5 調査農家の農地面積と就農時借入金

	農地（a）							就農時借入金（万円）			
	田		畑		計	備考1	備考2	機械	施設	資材	計
	所有	賃借	所有	賃借		住宅附帯	利用事業等				
No.1		210			210	○無償	農地保有合理化事業	500	0	320	820
No.2	160				160	×	経営体育成強化資金	200	150	650	1,000
No.3		400			400	○賃借	農地保有合理化事業	400	0	320	720
No.4		100		110	210	×		0	0	0	0
No.5	130	250			380	×		500	0	300	800
No.6				800	800	×		280	0	0	280
計	290	960	0	910	2,160			1,880	150	1,590	3,620

資料：表4に同じ。

調査農家の属性として、まず結婚有無をみるとNo.1とNo.3が就農後に結婚し夫婦世帯に転じている。2022年の年齢は30歳から41歳で、就農最年長のNo.6は短大を卒業後に研修を開始して現在32歳となっている。そのため、No.6が研修を申請した時点では自己資金が全くなく、A公社が自己資金も制限無く受け入れていたことが窺える。

表5は調査農家の農地面積と就農時借入金を示したものである。農地面積と借入金を併せて示しているのは投資動向を把握するためで、関連事項として住宅附帯や事業利用についても記載している。

農地面積合計の構成では、田の合計面積が畑よりやや多く、賃借地が大半を占めていた。賃借地が多いのは、No.1やNo.3のように農地保有合理化事業を利用して就農していることと併せて、就

農5年以上が経過しているNo.5、No.6が賃借で規模拡大しているためである。また、住宅が附帯していたのはNo.1とNo.3のみで、いずれも高額で取得してはいなかった。北海道では一般的に農地売買が志向され、附帯の農家住宅も併せて売買される傾向があるなかで、大半が賃借されており、農地に関連する投資は比較的低額に抑えられていたといえることができる。

就農時借入金では、合計金額が0円から1,000万円と幅があるものの、施設に関する借入金がほぼ皆無であった。倉庫・格納庫は概ね賃借で、ビニールハウスはJAのリース事業か自己資金で割安の中古物件を購入している。これによって資材の購入に借入金を利用でき、自己資金が少なくても就農が可能となっていた。

表6から営農状況をみると、No.4を除き一般的な農家と遜色のない従事者状況であった。No.1

表6 調査農家における労働力構成と作付け・販売状況

	従事者数（名）				作付け構成（a）											販売 金額 （万円）
	家族・親戚		第三者		畑作物			露地野菜			施設野菜等					
	常時	臨時	常時	臨時	秋小麦	馬鈴 しょ	緑肥	ブロッ コリー	南瓜	その他	Gアス パラ	ミニ トマト	きゅう り	ほうれ ん草	苗類	
No.1	2						80	80	36				6.6			140
No.2	3		1						100	30	6.9	6.6	6.6		0.5	650
No.3	2		1	2	60			160	160			13.2				1,450
No.4	1							205								990
No.5	2	3		4				80		270	6.6		6.6	6.6		1,400
No.6	2		2	2		150	240	200	150	40	9.9					1,600
計	12	3	4	8	60	150	320	725	446	340	23.4	19.8	19.8	6.6	0.5	6,230

資料：表4に同じ

注1) 家族・親戚の従事者数には経営主を含む。

注2) 露地野菜のその他には、にんにく、スイートコーン、枝豆、きゃべつ（漬物用）、Gアスパラを含む

と No.3 は夫婦で従事しているため、家族・親戚の常時従事者数は2名となるが、残りの No.2、No.5、No.6 で2名以上であるのは母親や兄弟が従事しているためであった。

作付け状況は、産地となっているブロッコリーを中心に、収益性が高い施設野菜も栽培されており、収益性に重点を置いた構成となっている。これらの生産物のほとんどはJAに出荷されており、販売金額は就農年数が短い No.1 と No.2 が相対的に低いが、就農3年目の No.3 では約1,500万円と、No.5 や No.6 とほぼ同等の金額であった。この1,500万円という金額は、借入金を償還して生活するには最低限必要な金額と、No.5 と No.6 が共通して指摘しており、単身就農希望者でも営農を継続して定着できる経営の実現は可能であると考えられる。

V おわりに

本論文は、北海道における単身就農希望者の受入れ拡大の条件を考察することを課題として、現段階の市町村の受入れ状況を明らかにするとともに、A 公社を事例として単身就農希望者の特質について検討してきた。

現段階の市町村の受入れは、年齢のみ制限する市町村が多く、約4割に相当した。市町村が年齢

を制限するのは、制度資金において対象年齢が設定されているためと考えられる。しかし、就農するには相応の資金が必要であるため、自己資金の保有を上乗せする市町村が次いで多く、単身世帯の制限はこれらのなかではもっとも少なくなっていた。

こうしたなかで、年齢、資金、単身世帯の全ての制限を緩和すると考えられる地域おこし協力隊制度を活用する市町村が現れていたが、実際には受入れ制限が多い市町村ほど活用する傾向が見受けられた。これは受入れ制限が少ない市町村に対抗するためとも考えられるが、年齢のみ制限する市町村でも一定程度活用されている。受入れを推進するには制限の緩和が必要で、単身就農希望者の受入れも併せて拡大していくものと考えられる。

しかし A 公社の事例から、単身就農希望者は研修中断率が比較的高く、安易な受入れ拡大は注意が必要があることが示唆されている。研修中断は研修先農家との関係が主な原因で、研修先農家と研修生の組み合わせの配慮や指導能力の判定が求められている。また、就農後の離農を防ぐために厳格に修了審査を行うことも必要であり、独立就農が困難な場合には速やかに雇用就農に切り替えられる体制も併せて整備する必要がある。

さらに就農後には多くが結婚していたが、単身

就農でも2人以上の家族労働力が望ましく、家族の協力を仰ぐように誘導することも必要である。A 公社は研修応募以前に担当者と面談することを義務づけているが、その面談ではあえて厳しい農業情勢を説明し、単身就農の厳しさについても言及している。その面談を経て、就農までたどり着いた希望者は概ね2人以上の家族労働力となっていたことから、家族の協力は研修以前の受入れ対応によって一定程度取り付けることができることを示している。

以上のことをまとめると、主に受入れ対応と研修体制の再構築が、単身就農希望者の受入れを拡大する上での条件と考えられる。さらに補足すれば、自己資金が少ない単身就農希望者も存在するため、住宅、倉庫、農地などを売買ではなく賃借に誘導する対応や制度設計がなされれば、一層の拡大となるであろう。

引用文献

- [1] 本江英育・東山寛「女性単身就農の実態とその性格―北海道園芸産地を事例として―」北海道大学大学院農学研究院『農経論叢』第76集、pp23-31、2023.3。
- [2] 尾崎佑磨「単身者の農業への新規参入に関する現状と課題の検討」酪農学園大学 実践農学研究室『循環農学類卒業論文』、pp1-37、2021.3。
- [3] 佐藤未和「酪農における女性就農者の就農経緯と問題点」酪農学園大学 協同組合学研究室『循環農学類卒業論文』、pp1-14、2020.3。
- [4] 田口結貴「女性単独での酪農への新規参入に関する実態調査」酪農学園大学 実践農学研究室『循環農学類卒業論文』、pp94-123、2016.3。